

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

紀美野町は、和歌山県の北部に位置し、面積は128.34平方k mで、森林が全体面積の75%を占め、北西部に市街地が形成され、河川流域、山間部、谷間部に集落が点在しています。

町の人口は、平成27年の国勢調査では9,206人（平成22年と比べて11.5%減少）であり、人口減少が続いています。生産年齢人口比率は48.2%と全国平均より低く、高齢化率は44.2%と高齢化が続いています。

産業構造については、平成27年国勢調査では第1次産業13.3%、第2次産業26.8%、第3次産業59.9%となっています。

第1次産業については、農業がそのほとんどを占めており2015年農林業センサスによると463経営体があります。当地域はみかん・柿・山椒の生産が盛んに行われていますが、従事者の高齢化や、地域間競争による低価格・高付価値への対応など農業を取り巻く環境はますます厳しい状況にあります。近年においては、他の産業との結びつきにより、生産（第1次産業）から加工（第2次産業）、流通販売（第3次産業）を総合的に行う6次産業化に取り組む事業者も増えてきています。

第2次産業、第3次産業については、平成28年経済センサスによれば、紀美野町における事業所数は523事業所（平成26年と比べて5.9%減少）で、ほぼ全てが中小企業で構成されており、従業者人数は2,852人となっています。本町においては古くから棕櫚を用いた製品（束子、箒、縄等）を製造していた歴史があり、現代においてもその流れを継いだ家庭用品やロープ等を製造している事業者が多数あり、従業者人数においても28.7%を製造業が占め最多となっています。次いで卸売業・小売業が17.1%、建設業が10.9%となっています。

また、近年においては町の風土を活かした飲食業（カフェ・パン屋など）のお店が注目されており、この分野においては、新規創業も増加傾向であり本町における新たな観光産業として確立しつつある状況です。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、紀美野町の経済発展の推進を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性が年平均3%以上向上する事を目標とする。

2 先端設備等の種類

紀美野町の産業は農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えており、紀美野町の経済活性化の為には幅広い事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画では、地域経済の発展や雇用の創出を図るといった観点であることから、太陽光発電設備等に関しては、発電電力を直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供するために、自ら電力を消費する事を目的に設置するもののみを対象とし、工場や事業所等がない敷地で、発電電力を全量売電（余剰売電の場合であっても、自家消費分が僅かな場合は全量売電とみなす）するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

紀美野町は山間に広がった町であり事業所においても各地に点在している状態であり、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象となる地域は紀美野町全域とする。

(2) 対象業種・事業

紀美野町の産業は農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えており、紀美野町の経済活性化の為には幅広い事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

事業者における生産性向上に向けた取組は新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項
事業者は先端設備の導入にあたり雇用の維持に努めるものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。